

○宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付要綱

令和元年10月2日

告示第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する者を社会全体で応援する環境づくりを推進するため、結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出するパーティー、セミナー、文化・スポーツイベントその他結婚を希望する独身男女の出会いを創出する事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、宇土市補助金等交付規則（昭和49年規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に主たる事務所若しくは活動拠点を有し、地域において結婚を応援する活動に取り組み、若しくは取り組むことが見込まれる次に掲げる団体又は団体の職員、構成員等により組織された団体とする。

- (1) 公益社団法人
- (2) 一般社団法人
- (3) 公益財団法人
- (4) 一般財団法人
- (5) 社会福祉法人
- (6) 特定非営利活動法人
- (7) 協同組合
- (8) 商工会
- (9) 労働団体
- (10) よかボス企業（熊本県が定めるよかボス企業募集要領第6条第2項の規定により現によかボス企業に登録されている企業をいう。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、地域で活動する団体として市長が適当と認める者

2 補助対象者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 団体の定款、寄附行為、規約、会則又はこれに準じるものが整備されていること。
- (2) 次条に規定する補助対象事業を完遂する能力が認められ、団体として独立した経営を行っていること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体でないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (5) 宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者が構成員に含まれた団体でないこと。
- (6) 結婚相手紹介サービス業を営む企業その他の団体でないこと。
- (7) 公序良俗に反する団体でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出するパーティー、セミナー、文化・スポーツイベン

トその他結婚を希望する独身男女の出会いを創出するもので、次のいずれかに該当する事業とする。ただし、同様の趣旨の他の補助金を受けている事業については、交付の対象としない。

- (1) 市内で実施する事業
- (2) 主な参加者を市内に在住又は勤務している人を対象とした事業
- (3) 参加者に市の観光や定住移住のPRに繋がる事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業その他公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業の実施に直接必要なものとする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 補助対象事業に参加する者（以下「参加者」という。）が個人的に消費する飲食代
- (2) 参加者の会場までの交通費
- (3) 参加者の宿泊費等の経費
- (4) 備品購入費
- (5) 補助対象者の経常的経費及び人件費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
（補助金の額及び交付回数）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、そのいずれか少ない方の額とし、補助対象事業1回につき10万円を上限とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 1 補助対象者に対する補助交付回数は、1年度当たり6回を限度とする。
（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体に関する調書（様式第4号）
- (4) 団体の定款、寄附行為、規約、会則又はこれに準じるもの
- (5) 宇土市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者でない旨を証する誓約書（様式第5号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは前項の交付決定に条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定後、当該補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに宇土市結婚チャレンジ事業補助金計画変更申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

(1) 事業変更計画書（様式第2号）

(2) 収支変更予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助対象事業が実施予定時期に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったとき、又は前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、変更の適否を宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付取消・変更通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

4 第1項ただし書の軽微な変更は、補助対象事業に要する予算の20パーセント以内の減額に関するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、宇土市結婚チャレンジ事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業実施年度の3月15日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第10号）

(2) 収支決算書（様式第11号）

(3) 補助対象事業を実施したことが分かるチラシ、写真等

(4) 補助対象事業に要した経費の領収書等の写し

(5) 参加者名簿

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が補助金の請求をしようとするとき

は、宇土市結婚チャレンジ事業補助金請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 宇土市補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定を取り消すべき事由が生じたとき市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、宇土市結婚チャレンジ事業補助金返還命令書（様式第15号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月2日から施行する。

附 則（令和3年告示第127号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年12月15日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づいて提出されている様式は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の規定に基づいて提出された様式とみなす。

3 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づく様式による用紙は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和7年告示第69号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

宇土市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

（署名又は記名押印）

宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付申請書

宇土市結婚チャレンジ事業補助金の交付を受けたいので、宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業の名称

2 補助金交付申請額 円（上限10万円）
（1,000円未満切捨て）

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体に関する調書（様式第4号）
- (4) 団体の定款、寄附行為、規約、会則又はこれに準じるもの
- (5) 宇土市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者でない旨を証する誓約書（様式第5号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条、第8条関係）

事業（変更）計画書

団体名	
事業名称	
実施日	
実施場所	
参加者条件	
募集方法	
参加予定人数	
参加費	
事業内容	
スケジュール (募集・当日)	
その他	

様式第3号（第6条、第8条関係）

収支（変更）予算書

1 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	積算根拠	備考
市補助金			
自己資金			
その他			
計			

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	積算根拠	備考
補助対象経費			
補助対象外経費			
計			

備考

- 1 補助対象事業に要する経費は、全て計上してください。
- 2 支出の部の区分は、費目ごと（会場借上料、広告宣伝費等）に計上してください。
- 3 見積書、カタログその他の参考資料を添付してください。

様式第4号（第6条関係）

団体に関する調書

団体名			
団体の所在地	〒	—	
代表者の氏名			
連絡先 (通知文送付先)	〒	—	
	電話番号	F A X	
	E-mail		
設立年月日		年	月 日
団体員数		人	
年間予算		円	
主な活動地域			
団体の目的		団体の主な事業	

様式第 5 号 (第 6 条関係)

年 月 日

宇土市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

(署名又は記名押印)

誓約書

私は、(団体名) が宇土市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団でないこと及びその構成員が同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないことを誓約します。

様式第6号（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった宇土市結婚チャレンジ事業補助金について、下記のとおり決定したので、宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 補助対象事業の名称

2 決定区分 交付 ・ 不交付

3 交付回数 回 / 6回

4 補助金交付決定額 円

5 不交付の場合、その理由

6 交付の条件

- (1) この補助金を申請の目的以外に使用しないでください。
- (2) 補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けてください。
- (3) 補助対象事業が実施予定時期に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けてください。
- (4) 補助対象事業完了後は、宇土市結婚チャレンジ事業補助金実績報告書（様式第9号）を市長に提出してください。
- (5) 補助金の使途が不相当と認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることがあります。

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

宇土市長 様

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

（署名又は記名押印）

宇土市結婚チャレンジ事業補助金計画変更申請書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定通知のあった宇土市結婚
チャレンジ事業補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、宇土市結婚チャ
レンジ事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 計画変更等の内容
- 3 計画変更等の理由
- 4 補助対象経費
変更前 円
変更後 円
- 5 補助金交付決定額 円
- 6 添付書類
 - (1) 事業変更計画書（様式第2号）
 - (2) 収支変更予算書（様式第3号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第8条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付取消・変更通知書

年 月 日付け 指令第 号で通知した宇土市結婚チャレンジ事業補助金の決定について、宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり取り消し・変更したので通知します。

記

1 補助金の交付決定額

変更前 円

変更後 円

2 取消し・変更の理由

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

宇土市長 様

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名

（署名又は記名押印）

宇土市結婚チャレンジ事業補助金実績報告書

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定通知のあった宇土市結婚チャレンジ事業補助金について、事業が完了したので、宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象経費 円
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業実績書（様式第10号）
 - (2) 収支決算書（様式第11号）
 - (3) 補助対象事業を実施したことが分かるチラシ、写真等
 - (4) 補助対象事業に要した経費の領収書等の写し
 - (5) 参加者名簿
 - (6) その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第9条関係）

事業実績書

団体名	
補助対象事業の名称	
実施日	
実施場所	
参加者数	人（うち男性 人、女性 人）
実施内容 1 広報の実績 2 当日のスケジュール	
参加条件	
参加費の有無	有（ 円） ・ 無
事業を通じての 成果等	※イベントの中でマッチングを行った場合は、成立カップル数を記載してください。

備考 補助対象事業を実施したことが分かるチラシ、運営要領、プログラム、写真等を添付してください。

様式第11号（第9条関係）

収支決算書

1 収入の部 （単位：円）

区分	予算額	決算額	積算根拠	備考 (増減理由等)
市補助金				
自己資金				
その他				
計				

2 支出の部 （単位：円）

区分	予算額	決算額	積算根拠	備考 (増減理由等)
補助対象経費				
補助対象外経費				
計				

備考

- 1 補助対象事業に要した経費は、全て計上してください。
- 2 支出の部の区分は、費目ごと（会場借上料、広告宣伝費等）に計上してください。
- 3 補助対象事業に要した経費の領収書の写しを全て添付してください。

様式第12号（第10条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定した宇土市結婚チャレンジ事業補助金については、宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付要綱第10条の規定によりその額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付回数 回 / 6回

様式第13号（第11条関係）

年 月 日

宇土市長 様

補助事業者 所在地
団体名
代表者氏名 印

宇土市結婚チャレンジ事業補助金請求書

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付確定通知のあった宇土市結婚チャレンジ事業補助金について、下記の金額を交付されるよう宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先の口座情報

金融機関名・支店等名	
預金種目・口座番号	普通・当座
(フリガナ) 口座名義	

備考

- 振込先の口座は、補助事業者名義のものに限ります。
- 補助事業者名義の通帳の写しを添付してください。

様式第14号（第12条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定した宇土市結婚チャレンジ事業補助金について、宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付決定取消額 円
- 3 取消理由

様式第15号（第13条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市結婚チャレンジ事業補助金返還命令書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定の取消しをした宇土市結婚チャレンジ事業補助金について、宇土市結婚チャレンジ事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 返還命令額 円
- 返還期限 年 月 日
- 返還方法
- 返還理由

様式第1号 (第6条関係)
様式第2号 (第6条、第8条関係)
様式第3号 (第6条、第8条関係)
様式第4号 (第6条関係)
様式第5号 (第6条関係)
様式第6号 (第7条関係)
様式第7号 (第8条関係)
様式第8号 (第8条関係)
様式第9号 (第9条関係)
様式第10号 (第9条関係)
様式第11号 (第9条関係)
様式第12号 (第10条関係)
様式第13号 (第11条関係)
様式第14号 (第12条関係)
様式第15号 (第13条関係)